

葛城市広報広告掲載仕様書

1. 広報「かつらぎ」の概要

- ① 発行日 毎月1日
- ② 発行部数 12,900部/1回（必要に応じて、若干の増減あり）、年12回
- ③ 紙面サイズ A4版
- ④ 頁数 約20頁
- ⑤ 配布方法 自治会を通じて、市内各世帯へ配布。市内公共施設窓口へ備え置き。
- ⑥ 発行元 葛城市役所 企画部 企画政策課

2. 広告の掲載について

(1) サイズ及び広告掲載料

縦46mm×横84mm 10,000円

※市が指定する位置への掲載となりますので、掲載場所の指定はできません。

※広告枠は罫線(0.25mm)で囲むものとします。

※広告掲載料には制作費(版下・デザイン)は含んでおりません。完全データで入稿してください。

(2) 業務基準

仕様書に定めるもののほか、葛城市広告掲載要綱、葛城市広告掲載基準、葛城市広報における広告掲載要綱に基づいて行う。

これらの定めのない事項等疑義が生じた場合は、市と協議の上、市の指示によりこれを行う。

(3) 広告規格

① 基本事項

- ・葛城市広告掲載要綱、葛城市広告掲載基準、葛城市広報における広告掲載要綱に適合したものでなければならない。
- ・ 広告に対する責任の所在を明らかにするため、広告に広告主の名称、所在地及び問い合わせ先の電話番号を掲載すること。

② 版下の出稿方法

- ・ 原則としてDTP処理できるEPSファイル形式のデータとし、色は黒1色、フォントはアウトライン処理されたもので、広告掲載決定通知後、市が指示する期限内に完全データとして入稿してください。

③ その他

- ・ 広報紙面全体の雰囲気や他の広告と比較して、著しくバランスを欠く表現である場合は、是正を求める場合があります。その場合は、速やかに修正した原稿を納品してください。

3. 申込みについて

① 申込方法

・ 別紙広告掲載申込書に必要事項を掲載のうえ、出力見本（原稿内容）を添えて市役所企画政策課へ提出してください。

② 申込申請締切日

・ 広告掲載を希望する月の前々月の初日（その日が葛城市の休日を定める条例（平成16年葛城市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）にあたるときは、その日後において、その日に最も近い市の休日でない日。）以降25日（その日が市の休日にあたるときは、その日以前において、その日に最も近い市の休日でない日。）までに申請してください。

③ 広告の申し込みは、1掲載号につき1件とします。

④ 複数月にわたって広告を掲載するときは、広告を掲載する当該年度の5月号から翌年度の4月号までの間とします。

4. その他

・ 広報紙をホームページに掲載するときは、広告を削除の上掲載します。

5. 申込・問い合わせ先

葛城市役所企画部企画政策課

〒639-2195 葛城市柿本166番地

電 話 0745-69-3001

FAX 0745-69-7452